

2022年1月1日から

おさらい！電子帳簿保存法改正

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上・記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について抜本的な見直しが行われました。

※2021年12月20日時点での情報となります。

そもそも電子帳簿保存法とは？

各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。

■電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存
・会計ソフト等で電子的に作成した帳簿
・電子的に作成した国税関係書類

※帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの

■スキャナ保存

紙で受領
・作成した書類を画像データで保存
・スキャン、読み取り

※決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）

■電子取引

電子的に授受した取引情報をデータで保存
・電子メール等での授受
・ネット上からダウンロード

※所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、やりとりしたデータを保存することが必要



国税関係の帳簿の保存義務は7年

結局のところ何をしたらいいの？ 対応要件をご紹介！

電子データは電子データのままの保存が義務化されます

本改正により、スキャナ保存に関する各種手続きが不要となり、電子化しやすくなった半面、「電子取引」に係る電子データの保存方法が変更され、要件を満たしていない場合、罰則が課されることとなりました。本改正では特に、電子データで受け取った書類は、電子データのまま保管が義務付けられることがポイントです。

2023年12月31日まで猶予期間延長※1

改正のポイントは『MSIかわらばん11月号』をご参照ください。

「電子取引」とは何を指すの？（『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】（令和3年7月）』の間4 P3）を検索の上、内容をご確認ください。

HOW

帳簿の作成・保存には、電帳法対応の会計システムを。スキャナ保存には、文書管理システムや分析ツールの活用をお勧めいたします。ぜひMSIへご相談ください！



※1

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に一部を対象に猶予措置が設けられることとなりました。あくまで猶予！対応が必要です。

詳細は、令和4年度税制改正大綱（2021年12月10日）をご確認ください。

「真实性」や「可視性」を満たした形で保存する必要があります。

真実性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと
	①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	②取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これら事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
	④正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う
可視性の要件	以下の要件を満たしていること
	①保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	②電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	③検索機能を確保すること
	※帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるとしている場合には、②③不要）
	※保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるとしている場合には、検索機能不要

これらの要件を自力で満たすことが困難な場合は、要件を満たしたシステムでの保存がオススメです。

2023年10月1日から

適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます！

- 【記載事項】
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等※
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

請求書

△△商事(株)

登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 × × 年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ 軽減税率対象

領収書

スーパー○○

東京都... 登録番号 T 123456...

XX年11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
...
合計		¥874
8%対象		¥241
10%対象		¥501
消費税額		¥241
消費税額		¥501
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 軽減税率対象

インボイス制度とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。適格請求書発行事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付できます。

適格請求書とは

「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。適格請求書を発行するには、事前に税務署に申請をして「適格請求書発行事業者」として登録される必要があります。

適格請求書の記載事項

POINT

- 現行の区分記載請求書に以下の事項を追加する必要があります。
- 登録番号（課税事業者のみ登録可）
 - 適用税率
 - 消費税額

販売管理システムに求められる対応内容は...

- 請求書フォーマットの変更
- 消費税額の計算方法変更

---現在ご利用の販売管理システムが対応出来るか事前に確認しましょう!--

リモートワークのセキュリティ対策

新型コロナウイルスの影響で、テレワークの導入が加速しています。
しかし、突然の事態に戸惑っている中小企業の経営者様は多いのではないのでしょうか。
当社では、UTMを活用した中小企業様に最適なソリューションをご紹介します。



■テレワークの導入における様々な課題■

テレワークは日常業務における利便性の向上のみならず、今回のような緊急事態において業務を継続するための重要な手立てとなります。しかしその反面、セキュリティや運用の手間、コストといった課題も存在します。

セキュリティ面の課題	<ul style="list-style-type: none"> -社外ネットワークの脅威にさらされる -公衆Wi-Fiの危険性 -社内に脅威を拡散
運用面の課題	<ul style="list-style-type: none"> -リモートVPNにアカウント管理が必要 -運用の手間が導入によって大きな障害に
コスト面での課題	<ul style="list-style-type: none"> -リモートVPNの利用に追加ライセンス購入が必要



CheckPoint UTMでは
これらの課題の解決が可能です。
リモートVPN機能が標準搭載!
社外から安全な接続を確立します。
※補助金の対象にもなる可能性もございます。

UTMとは、複数の異なるセキュリティ機能を一つのハードウェアに統合し、集中的にネットワーク管理、つまり統合脅威管理 (Unified Threat Management) を行うことです。
当社では、UTM機器のご提案を行っております。

システム運用にお困りのみならずへ

アイティーサポート MSIのITサポートをご紹介します!

パソコンやプリンタ、ネットワーク機器など、お客様ごとにサポートいたします。

こんな経験したことはありませんか?



急にインターネットに繋がらなくなってしまった・・・
パソコンが立ち上がらない、共有サーバにアクセスできない・・・
日々の業務で必要不可欠となったパソコンなどのIT機器への
障害対応・メンテナンス含め手厚くサポートいたします!!

A社さまの場合 ITサポート

<保守内容>
弊社にて導入させていただいたIT機器
(ルータ・サーバ・NAS・パソコン等)
で発生した障害への対応を行っております。

参考金額 月額10,000円(税抜)

B社さまの場合 運用サポート

<保守内容>
毎月1回の定期訪問を実施。
運用状況や環境設定に関するサポートをしております。定期的なメンテナンスと確認で、
障害を未然に防ぐことにも繋がります。

参考金額 月額15,000円(税抜)

もちろん、お客様の環境に合わせたサポートを柔軟にご提案させていただきます!
導入したパソコン1台からのサポートにも対応しています *要相談

MSIのITサポートの特徴

1企業1担当制

同じ担当者での対応で
迅速な対応が可能です。
*状況に合わせて、他担当者が担当させて
いただくなど柔軟に対応します

訪問対応

電話・メール・リモート
だけでなく、訪問対応も
行っております。

ご提案

トラブル対応のほか、
最適なIT環境のご提案
もさせていただきます。

ご相談

不安な点やご質問など
もしっかりサポートさせ
ていただきます。



「悲しみは雪のように」と流行歌が聴こえてくる頃の1992年2月、バブル崩壊後の混沌とした中でMSIは16名の社員でスタートしました。

Jリーグが開幕し、Windows95でインターネット時代が幕開け、後に失われた10年と言われる金融不況を経て、日韓ワールドカップに日本中が熱狂し、リーマンショックと大震災にはどうすることも出来ず途方にくれ、大革命で衝撃的だったiPhoneが当たり前ものとなり、クラウドだSaaSだと言われながら、時代はSDGsへ。

どんなに世間が変化しようとも、30年もの長きに渡ってMSIがMSIであり続けられたのは、ひとえに、お客様に支えて頂いたおかげでございます。

「最高の顧客対応」を第一に掲げ、31年目も着実に歩みを進めてまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。(向田)

MSI 人とシステムと未来を創る
株式会社 エム・エス・アイ
Management System Integrator

ご相談・お問い合わせは
お気軽にどうぞ!

本社 ☎023-647-3966

米沢支店 ☎0238-29-1070

庄内支店 ☎0234-21-7155

かわらばんへのご意見、ご要望は
担当：渡辺までご連絡ください。

